

各市町村長 殿

茨城県農林水産部長
(公印省略)

野生の山菜類及びきのこ類の出荷管理について (通知)

日頃より、本県の安全な特用林産物の生産・流通の推進に、格別の御理解を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、城里町産のこしあぶら(野生)については、厚生労働省の買上検査における放射性セシウムの基準値超過を端緒として、平成30年5月28日、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)から茨城県知事に対して出荷制限が指示されたところです。

山菜類をはじめとする特用林産物の出荷管理については、平成29年4月17日付け29林政経第18号林野庁林政部経営課長通知等により、各市町村及び県の連携の下で、出荷者及び販売事業者に対して指導してきたところです。

今般、野生の山菜類及びきのこ類の出荷管理に関する市町村及び県の対策を再確認し、改めて徹底するため、

- ① 出荷の制限又は自粛の対象とされた市町村において採取された野生の山菜類及びきのこ類の出荷の防止等
- ② 出荷の制限又は自粛の対象とされた市町村以外の市町村において採取され、出荷される野生の山菜類及びきのこ類の安全性確保

のための対策について、別紙のとおり整理しましたので、貴管内における野生の山菜類及びきのこ類の安全な流通について、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、こしあぶら(野生)は、他の山菜類に比べ、環境中の放射性セシウムを吸収しやすく、また環境中の放射性セシウムの濃度が高いほど吸収しやすい性質があることから、出荷制限等対象外市町村において、県が検体を採取し、別紙の2(1)のモニタリング検査を行うこととする(同2(1)⑤参照)ので、念のため申し添えます。

担当 茨城県農林水産部林政課
指導グループ 清水
TEL:029-301-4026
FAX:029-301-4039



別紙

野生の山菜類及びきのこ類の出荷管理について

1 出荷の制限又は自粛の対象とされた市町村において採取された野生の山菜類及びきのこ類の出荷の防止等のための対策

(1) 市町村の広報誌等による周知

- ① 野生の山菜類及びきのこ類（以下「野生の山菜類等」という。）の出荷の制限又は自粛の対象とされた市町村（以下「出荷制限等対象市町村」という。）において採取された野生の山菜類等が出荷されることのないよう、当該市町村及び県は、市町村の広報誌その他の媒体を活用し、出荷の制限が指示され、又は出荷の自粛が要請されていることを周知すること。
- ② 出荷制限等対象市町村以外の市町村（以下「出荷制限等対象外市町村」という。）及び県は、その住民が、出荷制限等対象市町村において野生の山菜類等を採取しないよう促すため、広報誌その他の媒体を活用し、当該市町村が出荷の制限又は自粛の対象となっていることを周知すること。

(2) 流通対策

- ① 市町村及び県は、その区域内の販売事業者に対し、出荷制限等対象市町村において採取された野生の山菜類等の仕入れをしないよう要請すること。また、当該山菜類等が取り扱われていることを確認した場合には、当該販売事業者に対し、速やかに、その取扱いを中止するよう指導するとともに、仕入先を確認し、同様に指導すること。
- ② 県は、出荷制限等対象市町村において採取された野生の山菜類等が県外の販売事業者によって取り扱われているという情報を得た場合には、当該販売事業者の住所の属する市町村との連携により、当該販売事業者に対し、速やかに、その取扱いを中止するよう指導するとともに、仕入先を確認し、同様に指導すること。
- ③ 県は、収穫最盛期を中心に適宜、インターネットによる通信販売の監視を行い、出荷制限等対象市町村において採取された野生の山菜類等の販売状況を調査すること。また、当該野生の山菜類等が取り扱われていることを確認した場合には、市町村及び県は、当該販売事業者に対し、速やかに、その取扱いを中止するよう指導するとともに、仕入先を確認し、同様に指導すること。
- ④ ③によって、出荷制限等対象市町村において採取された野生の山菜類等を取り扱っていることが確認された販売事業者の住所が県外である場合には、県は、その住所の属する市町村との連携により、当該販売事業者に対し、速やかに、その取扱いを中止するよう指導するとともに、仕入先を確認し、同様に指導すること。

- ⑤ 市町村及び県は、①から④までの確認によって野生の山菜類等を採取した者が明らかになった場合には、①から④までにかかわらず、当該採取した者に対し、これを出荷しないよう指導すること。

2 出荷制限等対象外市町村において採取され、出荷される野生の山菜類及びきのこ類の安全性確保のための対策

(1) 原子力災害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づく県の検査

- ① 野生の山菜類等を出荷しようとする者は、品目・市町村ごとに、原子力災害対策本部の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づく県の検査（以下「モニタリング検査」という。）が必要であるかどうかについて、市町村若しくは県のホームページ又は市町村若しくは県への問い合わせにより確認すること。
- ② 野生の山菜類等を出荷しようとする者は、①の確認により、モニタリング検査が必要であることが確認された場合には、県に対してモニタリング検査を実施するよう、採取地の属する市町村に依頼すること。
- ③ ②の依頼を受けた市町村は、当該品目のモニタリング検査を行うよう県に依頼し、検体を県に提出すること。
- なお、検体の数、採取する地点、その他検体の採取の方法については、管轄の県農林事務所に確認すること。
- ④ ③の依頼を受けた県は、速やかに当該検体のモニタリング検査を行い、その結果を公表するとともに、当該市町村に検査結果を報告すること。
- ⑤ ③の依頼を受けずに、県がモニタリング検査を行った場合も、県は、その結果の公表及び報告を④と同様に行うこと。
- ⑥ 市町村及び県は、モニタリング検査が適切に実施されるようにするため、市町村の広報誌その他の媒体を活用し、①から⑤までに掲げた事項を周知すること。

(2) 出荷前検査

- ① 出荷制限等対象外市町村において採取された野生の山菜類等を出荷しようとする者は、あらかじめ、その放射性物質の濃度の検査を行い、放射性セシウムの濃度が食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の基準値（100Bq/kg）（以下単に「基準値」という。）以下のものに限りて出荷すること。
- なお、当該検査の方法は、平成 24 年 3 月 15 日付け食安発 0315 第 4 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知「食品中の放射性物質の試験法について」又は平成 24 年 3 月 1 日付け同部監視安全課事務連絡「食品中の放射性セシウムスクリーニング法の一部改正について」によること。
- ② 出荷制限等対象外市町村において採取された野生の山菜類等を出荷し

ようとする者は、①の検査において、基準値の2分の1以上の濃度の放射性セシウムが検出された場合には、県のGe検出器による放射性物質検査を実施することから、速やかにその結果を採取地点の属する市町村に届け出ること。

- ③ 出荷制限等対象外市町村において採取された野生の山菜類等を出荷しようとする者は、①の検査を他人に行わせた場合には、当該検査を行わせた者に対し、その結果、検査を依頼した者及び行った者の氏名又は名称及び所在地並びに検査の年月日を記した書面の交付を求めること。
- ④ 出荷制限等対象外市町村において採取された野生の山菜類等を出荷しようとする者は、①の検査の結果を記した書面を1年間保存するとともに、市町村及び県の求めに応じて当該書面を提出すること。
- ⑤ 出荷制限等対象外市町村において採取された野生の山菜類等を出荷しようとする者は、出荷先を記録してこれを1年間保存するとともに、市町村及び県の求めに応じて当該記録を提出すること。
- ⑥ 市町村及び県は、出荷前検査が適切に実施されるようにするため、市町村の広報誌その他の媒体を活用し、①から⑤までに掲げた事項を周知すること。

(3) 流通対策

- ① 出荷制限等対象外市町村において採取された野生の山菜類等を出荷しようとする者は、その出荷の際、出荷先に対し、2の(2)①の検査の結果を記した書面の写しを添えて、出荷すること。
- ② 出荷制限等対象外市町村において採取された野生の山菜類等を販売しようとする者は、2の(2)①の書面の写しにより、放射性セシウムの濃度が基準値を超えていないことを確認した上で仕入れること。また、当該書面の写しを1年間保存し、市町村及び県の求めに応じて当該書面の写しを提出すること。
- ③ 出荷制限等対象外市町村において採取された野生の山菜類等を販売しようとする者は、容器包装等に以下の事項が正確に表示されていることを確認すること。
 - ・名称(野生・栽培)
 - ・原産地(採取地の属する市町村を記載)
 - ・出荷者名
- ④ 出荷制限等対象外市町村において採取された野生の山菜類等を販売しようとする者は、入荷先を記録してこれを1年間保存するとともに、市町村及び県の求めに応じて当該記録を提出すること。

なお、卸売業を営む者は、販売先について同様の対応をすること。